

学校支援ボランティアハンドブック

子どもがまんなか よい、どん!



上田市教育委員会

目 次

1 はじめに	2
2 上田市内の活動事例	4
3 学校で何かお手伝いしたいと思ったら?	6
○ 4 学校へ行ってみよう	8
5 学校って、こんなところです	9
○ 6 こんなことに、気をつけましょう	10
○ 7 ボランティア お悩み解消Q&A	12
8 参考資料	
コミュニティスクールとは	14
コーディネーターって、なに?	15
ボランティア活動保険について	16
○ 9 お問い合わせ先一覧	18

はじめに



このハンドブックは、これから学校支援ボランティアを始める皆さんのためのスタートブックです。学校支援ボランティアは、誰でもできるボランティアです。思いがあれば、いつでも始めることができます。

子どもたちは地域の皆さんに見守られていることを実感し、安心して成長します。

このハンドブックを参考にして、皆さんも学校支援ボランティアを始めませんか？

これから学校支援ボランティアを始めようという方は、学校との打合せや活動の参考にぜひお役立てください。

学校支援ボランティアとは？

「**子どもたちの教育のために役立ちたい**」という思いを持って、学校教育活動や学校環境整備などを支援するボランティア活動です。

- ① **できる人が、できるときに、できること**をします。
- ② 自分の**特技や学んだこと**を生かすことができます。
- ③ **子どもたちの健やかな成長のために**、先生方といっしょに協力し支え合いながら、学校をよりよくしていく活動です。
- ④ **自分の意志で**積極的に行う活動です。
- ⑤ ボランティア活動に対する**お礼は金銭ではなく、子どもたちの「笑顔」と「ありがとう」の言葉**です。
- ⑥ 学校を中心に、**地域の人と人とのつながりを深め**、よりよい地域づくりをめざしていく活動です。
- ⑦ 学校や子どもたちにかかわるということは、**未来のまちづくり**につながります。

はじめよう、学校支援ボランティア

● ボランティアQ&A

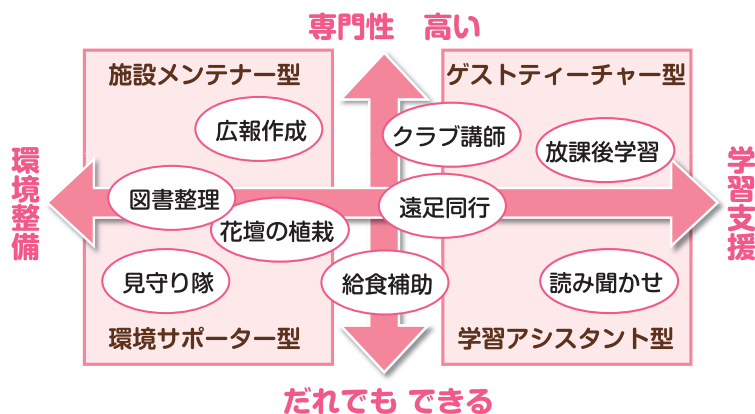
Q：子どもたちや学校のために、何かできることはないかな？

A：もちろん、あります。上田市内のすべての小中学校では、「地域とともにある学校づくり」の活動がスタートしています。子どもたちや学校は、あなたを待っています。



Q：どんなボランティアがあるの？

A：活動は、さまざまです。 ※ P 4・5 「上田市内の活動事例」 参照



Q：ボランティア活動をしたいときは、どうすればいいの？

A：上田市内のすべての小中学校でボランティア登録ができます。詳しくは、市内小中学校、教育委員会または、最寄りの公民館にご連絡ください。

※ P 18・19 「お問い合わせ先一覧」 参照

Q：活動中にケガをしてしまったら？

A：すぐに、学校にお知らせください。保険の手続きは教育委員会がいたします。

【参考】 保険名称：全国社会福祉協議会 ボランティア活動保険

補償内容：ケガの補償（死亡を含む）、賠償責任の補償（対人、対物）

※ P 16 参考資料3 「ボランティア活動保険について」 参照

上田市内の活動事例

西小・清明小 米づくり体験学習支援

西小学校と清明小学校5年生の米づくり体験は「西部地域米づくり体験実行委員会」が平成26年度から支援しています。

実行委員会では、農業経験のあるアドバイザーが両校で米の食文化を伝えたり、作業練習を行っています。田植え・稲刈り・脱穀は、ボランティアの方々も加わり、大人も子どもと一緒に汗して農作業に取り組んでいます。

収穫祭では、採れたお米でお餅をついて、みんなでおいしくいただきます。

地域と学校が連携し、子どもたちが米づくり体験を通して、勤労の尊さや生産の喜びを学んで欲しいと願っています。



そえひ 傍陽小学校 支援ボランティアと神科小 「おたすけっ十有志隊」との交流

傍陽小の学校支援ボランティアは、これまで、冬期限定で月に2回、2時間目の休み時間に

「ふれあい広場（児童との交流の場）」を行ってきました。4月からは通年で活動したいと考え、すでに日常的な活動を推進している神科小の「おたすけっ十有志隊」の取組を参観させていただいた後、おたすけっ十ルーム（ボランティアルーム）でお茶を飲みながら情報交換をしました。

今後の参考になる「お宝の話」をたくさん聞くことができました。

塩田中学校 「塩田めぐり」 ガイド

地域が学校を支援する、愛称「しおだっ子応援団」を立ちあげ、活動を始めて今年で12年目を迎えています。活動の一つである行事部門では、発足当時から1年生の体験学習「塩田めぐり」に合わせ、ボランティアが地域の史跡や文化遺産・自然環境のガイドを行っています。子どもたちに塩田地域の伝統に根ざした本当の素晴らしさを体験してもらい、この地に住んでいることを誇りに思うと同時に、将来にわたって大切に守ってほしいとの願いから、ボランティアの皆さんが真剣に取り組んでいます。最近では、子どもや保護者が地域に関心を持ち、大切に思ってくれるようになりました。



第五中学校 地域の先輩に学ぶ講座

第五中学校の「地域の先輩に学ぶ講座」が始まって14年目を迎えます。

全部で24 講座。8～9 月中に全6回開講し、鳳祭（文化祭）で発表をします。お手玉、コカリナ、ギター、童謡、琴、洋裁、そば打ち、ケーキ作り、着付け・礼法、茶道、器械体操、ちぎり絵、木彫、切り絵、アートフラワー、絵手紙、廃油石鹸作り、生け花、紙粘土、韓国語、五中サロン、3D写真、将棋、パドル体操。さあ、どの講座に参加したいですか。

このように五中の生徒の皆さんは、地域の人々とバリエーション豊かに関わり、育まれています。



学校で何かお手伝いしたいと思ったら？

●ステップ1 活動の様子を見てみよう

自治会の回覧や学校のホームページなどをご覧ください。子どもたちの笑顔や地域の皆さんのいきいきとした活動の様子があふれています。

●ステップ2 誰かに聞いてみよう

活動に参加したいと思ったら、まずは市内小中学校、教育委員会または、最寄りの公民館に連絡をして、ボランティアに参加したい旨をお伝えください。

※ P 18・19 「お問い合わせ先一覧」 参照

●ステップ3 会ってみよう

学校や教育委員会、公民館の担当の職員と面会の日程を決めましょう。

学校と地域の皆さんをつなぐコーディネーターもいます。

※ P15 「参考資料 2」 参照

●ステップ4 登録しよう

面会した際に活動の内容などを確認し、了解いただけたら、右記の「ボランティア登録用紙」にご記入ください。用紙は各学校に用意されています。保険に加入する際の資料になります。

なお、ボランティア登録は毎年更新します。活動を続けていくことが難しくなった場合は、お気軽に、教頭先生やコーディネーターにお伝えください。

「できる人が、できる時に、できることを」が基本です。謝礼や交通費は出ません。

活動中のケガ等に備えて、教育委員会が、ボランティアの皆さん対象の保険に加入します。

※ P 16 参考資料 3 「ボランティア活動保険について」 参照

年度 () 学校 ボランティア登録用紙		
平成 () 年度 () 中学校 学校支援ボランティアに登録します		
お名前		
お名前	姓	生年月日 年 月 日生
ご住所		
電話	FAX	
※在籍校以外の中学校へは記入不要		
メールアドレス	() 市 () 区	
※記入の必要ない項目は、ボランティア登録用紙の裏面に記載されています。		
種 別	内 容	備 考
1	授業補助、自習の促し等 総合的な学習の時間 放課後学習の促し等	(内容:)
2	キャリア教育 職場体験の受入、キャリア教育講師等	
3	校外学習 地域学習講師等	
4	部活動 部活動講師	(内容:)
5	環境整備 花壇・グランド・校舎・校門の管理等	
6	その他 PTA作業等への協力	

●ステップ5 学校に行ってみよう

学校内への出入りの際は、事務室にひと声かけてからお入りいただき、職員室の教頭先生（または担当職員）を訪ねてください。

●ステップ6 三種の神器

学校支援ボランティアの三種の神器は、「名札」「上履き」そして、「明るい笑顔」です。三種の神器で安全に、楽しくボランティアに参加しましょう。

* 学校内は階段や段差が多いので、「上履き」は、運動靴が望ましいです。

●ステップ7 打合せは念入りに

はじめてボランティアに入る時は不安なことが多いものです。各学校には教頭先生や担当の先生、コーディネーターがいます。「活動の内容」はもとより、「時間」「場所」「準備するもの」「子どもの様子」などについて共通理解をしましょう。

●ステップ8 さあ、はじめましょう

さあ、いよいよ始めましょう。子どもたちは待っています。



学校へ行ってみよう

●学校の日、このようになっています

〈ある小学校の場合〉

時 刻	日 課
7:15 ~ 8:00	登 校
8:20 ~ 8:35	朝 の 活 動
8:45 ~ 9:30	1 時 間 目
9:35 ~ 10:20	2 時 間 目
10:20 ~ 10:45	休 み 時 間
10:45 ~ 11:30	3 時 間 目
11:35 ~ 12:20	4 時 間 目
12:20 ~ 13:30	給 食
13:35 ~ 13:50	清 掃
14:00 ~ 14:45	5 時 間 目
14:50 ~ 15:35	6 時 間 目
15:35 ~ 15:50	帰 り の 会
16:05	下 校

*日課は若干異なりますので、詳細は各学校にお問い合わせください。

*中学校では、放課後に部活動が行われています。

*先生方は授業終了後、職員会議や学年会議、また校内研究や研修等をします。

◆◆ 学校へのお問い合わせやご相談は ◆◆

学校への問い合わせや相談の窓口は、教頭先生です。学級担任の先生と話したい場合は、昼休みか放課後だと連絡がとりやすいでしょう。

その他のご相談は、市内各公民館の担当者や、教育委員会生涯学習・文化財課の統括コーディネーターに気軽にご連絡ください。



※統括コーディネーターとは・・・

地域の皆さんと学校や公民館との連絡調整のため、教育委員会に配置されています。

学校って、こんなところです

POINT 1

学校の活動にはねらいや計画があります

- 学校には、「こんな子どもに育ってほしい」という願いを込めた教育目標があります。これは、地域や子どもの実態を踏まえ学校ごとに決めています。
- 授業や学校行事など1年間の教育活動の計画もあります。これに沿って、毎日の活動が行われています。
- 授業にはねらいがあり、子どもが考える時間を大切にしながら、計画的に行われています。

POINT 2

先生方には、授業以外にも学校のための仕事があります

- 学校では「校務分掌」といって、子どもの安全や学校行事、地域との交渉などのたくさん仕事を分担して行っています。

POINT 3

学校は子どもの安全を守っています

- 先生方は日頃から、子どもたちの安全について気を配っています。ですから、突然の来校者や訪問者については、安全を確かめます。このため「どんなご用ですか？」とたずねられたりします。

POINT 4

学校は子どもの人権を守っています

- 先生方は、児童生徒やその家族についての情報を口外することはありません。それは、これから成長する子どもたちの将来を考えてのことです。ボランティアが、学校で知り得たことを口外してはいけないのも、このためです。軽はずみな言動が子どもたちに思いがけない影響を与えてしまうことがあります。

キーワードは、「子どもが、まんなか」です

こんなことに、気をつけましょう



心のこもったあいさつで一日をはじめましょう

コミュニケーションの第一歩は、あいさつです。

子どもたちと過ごす一日が、明るいあいさつで始まるといいですね。



どんな子どもにも、いいところ

子どもたちのいいところや、がんばっている姿を見つけてほめてあげてください。きっとそれが、子どもたちの自信につながります。



持ち物は、「名札」「上履き」「明るい笑顔」

ボランティアの三種の神器は「名札」と「上履き」、「明るい笑顔」です。



学校には秘密の情報がいっぱい

学校にはさまざまな個人情報があります。子どもたち一人ひとりを大切にする意味でも、子どものプライバシーを守りましょう。



万が一の時は、まず連絡を

約束の時間に行けなくなった等、不測の場合は、すぐに学校に連絡をしましょう。



何でも相談できる仲間になりましょう

学校の方針を理解・尊重し、何でも話し合いましょう。

子どもの様子で気にかかることがあったら、担任や教頭先生などに気軽に相談しましょう。



活動は、長い目で見て楽しんで

活動の成果が出るまでには時間がかかります。あせらず気長に進めましょう。



子どもたちは、かけがえのない存在 未来の宝です

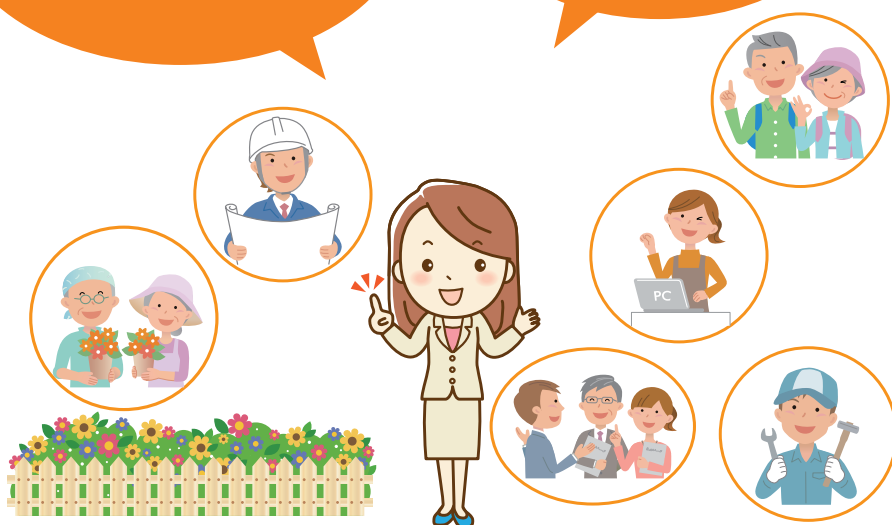


- ☐ 子どもの人権に配慮し、尊重しましょう。
- ☐ 時には毅然とした態度も大切です。
- ☐ 子どもの安全を第一に考えましょう。
- ☐ 体罰は、いかなる場合においても絶対にやめてください。
- ☐ 子どもたちや子どもの家族に関わる個人情報は、学校外では話しません。

みんなで大切な子どもたちを育てましょう

学校支援ボランティアで
先生方と力を合わせて、
すべての子どもたちを育
むために

あなたの経験や
専門性を
活かしてみませんか



ボランティア お悩み解消Q&A

Q：わからない質問が出されたら、どうしよう？

A：子どもたちは好奇心が旺盛です。何でも知りたいという気持ちに満ちあふれていますから、大人には考えつかないような質問もします。そんな時は「調べてからお話すね」と、伝えていただければ結構です。



Q：子どもたちがいじめやけんかをした時は、どうしたらいいの？

A：毅然とした態度で臨みましょう。中途半端な対応はかえって状況を悪化させます。場所や時刻、誰が関わっていたかなど、先生方に報告してください。

Q：落ちつきのない子どもには、どう対処したらいいの？

A：できるだけゆったりとした態度で、聞くべき時は聞かせる、けが等の可能性がある場合は注意するなど、けじめのある態度で接しましょう。また、その時の様子を、先生方に報告・相談することは今後の活動のために役立ちます。

Q：「せっかく学校に来たのに・・・」先生方は忙しそう。どうしたらいいの？

A：学校はたくさんの子どもたちを抱えています。思いもかけないようなトラブルが突然発生することがあります。約束の時間に職員室にいないでお待たせすることもあるかもしれません。どうか長い目で見ていただき、子どもをまんかにして、良い関係を根気強く作っていきましょう。

Q：「以前行った〇〇小学校ではこうしてくれたのに」学校ごとに対応が違うのはなぜ？

A：同じ上田市内の学校でも、子どもも先生方も全く違います。学校ごとに異なっていることは、地域の教育活動をより豊かで個性的なものにするために大切なことです。違っていても当たり前のことです。



Q：ボランティアには行っているけれど「この人、誰？」っていう目で见られるのがつらい・・・。

A：ボランティア活動を行う学校では、できるだけ早い時期に全教職員、全児童生徒に紹介してもらおう機会を作ってもらいましょう。紹介カードの掲示をしたり、全校朝会やPTA総会等で紹介している学校もあります。

Q：活動中に事故があった場合は、どうしたらいいの？

A：【子どもの事故の場合】

すぐに近くにいる先生に連絡し、対応してもらいましょう。

【ボランティアの事故の場合】

活動中の不測の事態に対応するため、ボランティア活動保険に加入したすべての皆さんに、教育委員会が「加入者証」を発行します。名札と共に日常的に携帯してください。事故の事務手続きは、教育委員会が行いますので、学校を通してご連絡ください。

Q：学校支援ボランティアに関する研修はあるの？

A：上田市では、活動を推進するための研修会として、「ボランティア・コーディネーター交流会」や「講演会」「視察研修」等を開催しています。また、長野県内各地の研修会の紹介もいたします。まずは、教育委員会や最寄りの公民館にお問い合わせください。※P 18・19「お問い合わせ先一覧」参照



交流会での様子



視察研修の様子（上越市）

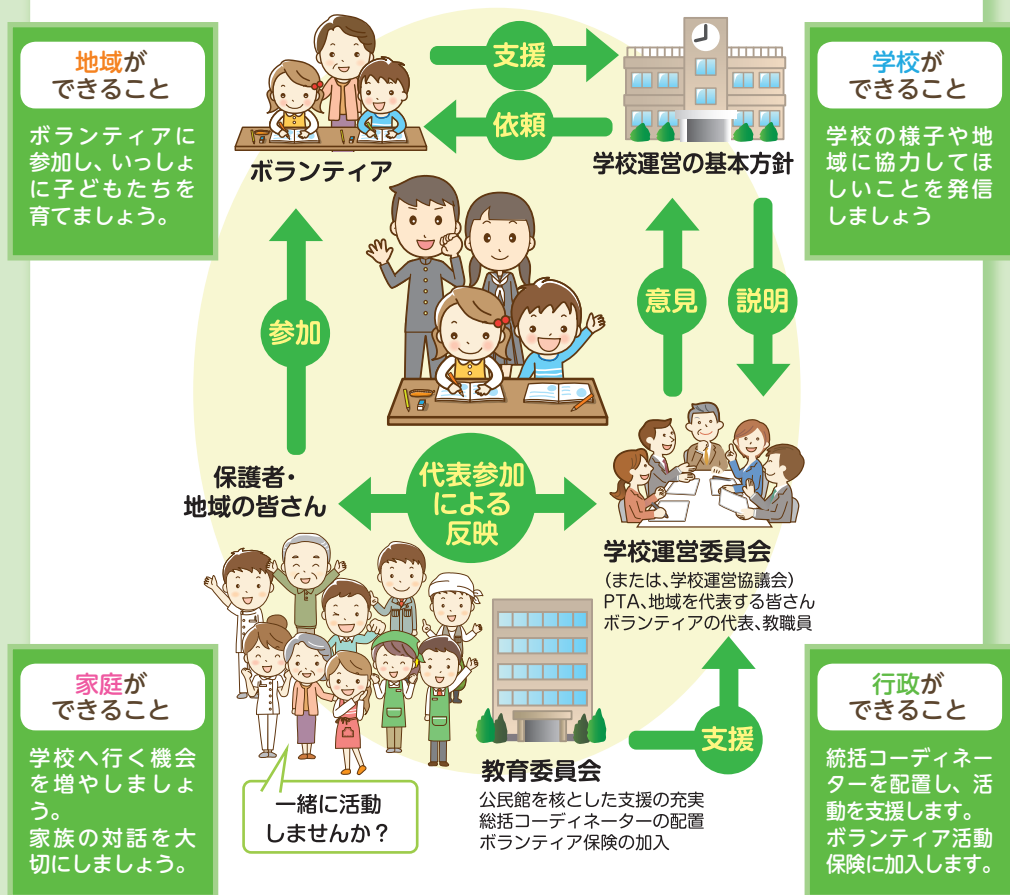


グループワークでの発表

参考資料 1

コミュニティスクールとは

「コミュニティスクール」とは、学校・家庭・地域が子どもをまんやかに、お互いの声に耳を傾け、知恵を出し、一緒に手を取り合って子どもの学びを応援する仕組みです。それぞれの学校の良さや地域の現状に寄り添った活動のスタイルを構築するために「話し合いの場（学校運営委員会）」や「地域の皆さんの活動の場」を設置しています。



上田市立小・中学校が設置するコミュニティスクール

参考資料 2

コーディネーターって、なに？

コーディネーターは、学校のニーズに合わせた、**学校とボランティアとのかけ橋**です。地域と学校が連携して子どもたちの成長を支える活動では、コーディネーターの存在がとても大切です。特別な資格は必要ありません。**やる気**があって、**学校ボランティア等の経験**があるとさらに良いです。また学校に理解があり、地域の実情をよく知っていてスムーズに連絡調整ができる方が多いようです。

コーディネーターは、どんなことをするの？

◆学校の教育課程の支援をします

学校のニーズに沿ってボランティアを紹介し、その調整をします。

◆学校行事等の支援をします。

学校行事やクラブ活動などの指導者を紹介したり、スポーツ活動や花壇の手入れなどの活動を地域の皆さんでサポートしていただくお手伝いをしたりします。



参考資料 3

ボランティア活動保険について

活動中のケガ等に備えて、教育委員会が、ボランティアの皆さん対象の保険に加入します。加入が完了したら、おひとりずつ「加入者証」をお渡しします。万が一の場合に備えて加入者証は、名札等と一緒に携帯し、事故のあった場合はすぐに教頭先生か教育委員会生涯学習・文化財課（電話 0268-23-6370）に連絡をお願いします。

全国社会福祉協議会

ボランティア活動保険

補償期間：加入日の翌日午前0時から 翌年3月31日午後12時まで

加入対象：上田市内小中学校で学校支援に登録されているボランティア

補償内容：ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金が支払われます。

加入手続：各小中学校より加入者名簿を提出いただき、教育委員会生涯学習・文化財課が手続きをします。

加入手続完了後、教育委員会が加入者証を発行します。

補償金額：

(令和元年度)

死亡保険金	入院保険金	通院保険金	賠償責任
1,040 万円	6,500 円	4,000 円	5 億円(限度額)

※補償金額等は、変動することがあります。

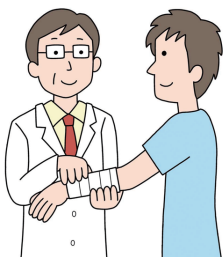
【対象とならないボランティア活動】

- ◎有償のボランティア活動
- ◎PTA、自治会、老人クラブなどの団体が行う親睦のための活動
- ◎自宅で行う活動

【事故が起きたら】

ただちに、学校に報告してください。事故発生から30日以内にご連絡いただかないと保険金が支払われない場合があります。

ボランティア活動保険の補償内容



活動中や往復時のケガ



転倒によるケガ



熱中症



学校の備品を壊した



ボランティアに向かう途中、
誤って他人にケガを負わせた



活動中に子どもにケガ
を負わせてしまった

ボランティアさんが、ボランティア活動中に起きた事故によってケガをした場合や、偶発的な事故によって他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したことによって法律上の賠償責任を負わされた場合の保険金を支払うことができます。また、食中毒や特定感染症、熱中症も補償の対象となります。

自然災害については、台風などの風水害によるケガは補償されますが、地震、噴火及び津波は、補償対象外です。

お問い合わせ先一覧

上田市教育委員会

名 称	電 話	住 所
学 校 教 育 課 生涯学習・文化財課	☎ 0268-23-5101 ☎ 0268-23-6370	〒 386-0025 上田市天神 1-8-1 駅前ビル パレオ 5 階
中 央 公 民 館	☎ 0268-22-0760	〒 386-0014 上田市材木町 1-2-3
西 部 公 民 館	☎ 0268-27-7544	〒 386-0027 上田市常磐城 5-4-34
城 南 公 民 館	☎ 0268-27-7618	〒 386-0034 上田市中之条 460
上 野 が 丘 公 民 館	☎ 0268-24-0659	〒 386-0002 上田市住吉 378-1
塩 田 公 民 館	☎ 0268-38-6883	〒 386-1325 上田市中野 20
川 西 公 民 館	☎ 0268-22-5004	〒 386-1106 上田市小泉 863-1
丸 子 公 民 館	☎ 0268-42-3147	〒 386-0404 上田市上丸子 1592-2
真 田 中 央 公 民 館	☎ 0268-72-2655	〒 386-2201 上田市真田町長 7199-1
武 石 公 民 館	☎ 0268-85-2030	〒 386-0503 上田市下武石 740

小・中学校	電 話	F A X	メ モ
清 明 小 学 校	0268-22-0804	0268-22-2924	
東 小 学 校	0268-22-0105	0268-22-2923	
西 小 学 校	0268-22-0419	0268-22-3192	
北 小 学 校	0268-23-1621	0268-23-1620	
城 下 小 学 校	0268-23-0708	0268-23-0709	
塩 尻 小 学 校	0268-22-1904	0268-22-2904	
川 辺 小 学 校	0268-22-5008	0268-22-5047	
神 川 小 学 校	0268-22-5302	0268-22-5312	
神 科 小 学 校	0268-22-0652	0268-22-0651	
豊 殿 小 学 校	0268-22-4004	0268-25-1291	
東塩田小学校	0268-38-2717	0268-38-1219	
中塩田小学校	0268-38-2515	0268-38-2459	
塩田西小学校	0268-38-0900	0268-38-0930	
浦 里 小 学 校	0268-31-2001	0268-31-1374	
川 西 小 学 校	0268-31-2014	0268-31-2198	
南 小 学 校	0268-25-3721	0268-25-3722	
丸子中央小学校	0268-42-2112	0268-41-1244	
西 内 小 学 校	0268-44-2300	0268-44-2077	
丸子北小学校	0268-42-2424	0268-42-3482	
塩 川 小 学 校	0268-35-0070	0268-35-0439	
長 小 学 校	0268-72-2012	0268-72-2016	
本 原 小 学 校	0268-72-2068	0268-72-2065	
傍 陽 小 学 校	0268-73-2312	0268-73-2313	
菅 平 小 学 校	0268-74-2014	0268-74-2507	
武 石 小 学 校	0268-85-2013	0268-85-2787	
第 一 中 学 校	0268-21-2680	0268-21-2681	
第 二 中 学 校	0268-22-0103	0268-22-0202	
第 三 中 学 校	0268-22-1622	0268-22-1799	
第 四 中 学 校	0268-22-2753	0268-22-2935	
第 五 中 学 校	0268-22-3076	0268-22-3075	
塩 田 中 学 校	0268-38-2501	0268-38-2508	
第 六 中 学 校	0268-22-5013	0268-22-5003	
丸 子 中 学 校	0268-42-2268	0268-42-2392	
丸 子 北 中 学 校	0268-42-2445	0268-42-3989	
真 田 中 学 校	0268-72-2023	0268-72-4491	
菅 平 中 学 校	0268-74-2014	0268-74-2507	
依田窪南部中学校	0268-85-2332	0268-85-2333	

コミュニティスクールに関する法令等

コミュニティスクールの事業は、法律でもしっかりと位置付けされています。

教育基本法 第13条 (平成18年12月22日施行)

学校・家庭・地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携、協力に努める。

中央教育審議会答申 (平成27年12月27日)

「新しい時代の教育や地域創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」すべての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべき(任意設置)とした。

社会教育法改正 (平成29年4月25日施行)

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちを支え、地域を創生する「地域学校協働活動」をむ全国的に推進するために社会教育法を改正。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成29年3月施行）

すべての公立学校に、「地域とともにある学校づくり」のため、学校運営協議会の設置を努力義務とした。

私の 覚え書き

学校支援ボランティアハンドブック
～ 子どもがまんなか「よーい、どん！」 ～

平成 30 年 3 月 発行
平成 31 年 2 月 改訂
令和 2 年 2 月 改訂

編集・発行 学校支援プロジェクト会議

上田市教育委員会 学校教育課
生涯学習・文化財課
公民館



氏 名 _____